

「国の庁舎における利用者の受動喫煙防止対策の推進に関する調査」
の結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

通知先：宮城県内に所在する国の庁舎 25 施設の管理官署及び入居官署 54 機関

通知年月日：平成 26 年 8 月 5 日

回答年月日：平成 26 年 9 月 11 日～12 月 5 日

通知事項	主な改善措置状況
<p>国の庁舎の管理官署及び入居官署は、利用者の受動喫煙防止対策を一層推進するため、次のような措置を講ずるよう努める必要がある。</p>	
<p>① 平成 22 年健康局長通知（注）、宮城県及び県内市町村における取組状況、行政相談への苦情等を踏まえ、先行事例を参考にしながら、敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施に向けて積極的に取り組むこと。〈16 施設〉 （注）「受動喫煙防止対策について」（平成 22 年 2 月 25 日付け健発 0225 第 2 号厚生労働省健康局長通知）では、全面禁煙（屋内禁煙）は受動喫煙対策として極めて有効であり、少なくとも官公庁等は、全面禁煙とすることが望ましいとされている。</p>	<p>i 喫煙室を廃止し、敷地内禁煙を実施 〈2 施設〉 ii 敷地内禁煙又は屋内禁煙に向けた具体的な取組を検討中 〈14 施設〉 〔移行までの当面の対策例〕 （i）全職員を対象とした「健康づくりに関する意識調査（アンケート調査）」を実施し、タバコが健康に及ぼす影響等について意識付けを図るとともに、各種情報の提供や健康講話の実施 （ii）喫煙室への入室人数の制限 （iii）喫煙直後のエレベーターの使用禁止</p>
<p>② 屋内禁煙として庁舎外に設ける喫煙場所については、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、庁舎の出入口等からの距離等を十分勘案して、利用者の受動喫煙防止を図ること。〈7 施設〉</p>	<p>職員が喫煙する場合、庁舎内への煙の流入が生じることがないようにすること、他の職員、来庁者の通行の際に受動喫煙が生じないようにすることを全職員に周知 また、来庁者に対しても、屋内禁煙であること、屋外にあっても喫煙は遠慮していただきたいこと、屋外で喫煙する場合であっても庁舎入口では遠慮していただきたいこと等を周知する文書を掲示 〈7 施設〉</p>
<p>③ 現在、庁舎内に設置されている喫煙室等については、敷地内禁煙又は屋内禁煙に移行するまでの間、適切な空気環境測定を実施するとともに、測定結果が基準値を満たさない場合には、速やかに満たすよう、所要の措置を講ずること。〈32 喫煙室〉</p>	<p>i 空気環境測定を実施していなかった喫煙室、測定結果が基準値を満たしていなかった喫煙室を廃止（予定含む。） 〈5 喫煙室〉 ii 適切な空気環境測定を実施するよう改善済み なお、改善後の測定結果はいずれも基準値を満たしている 〈16 喫煙室〉 iii 適切な空気環境測定を今後、早急実施予定 なお、測定結果が基準値を満たさない場合には、入居官署に諮り必要な措置を速やかに検討 〈11 喫煙室〉</p>

<本件照会先>

東北管区行政評価局 第一部第 2 評価監視官室

担当：湯ノ目、山中、高橋

（電話） 022-262-8464